

労働法制の見直しに関する意見書（案）

第 189 回通常国会において、労働者派遣法が「改定」されたことにより、派遣労働を臨時的・一時的な業務に限定するという原則が崩され、3 年ごとに、労働組合等の意見を聴取さえすれば、企業はほとんどの業務について労働者派遣制度を永続的に活用できるようになった。

正社員の間では、賃金不払残業が横行し、過労死が絶えない事態となっている。過労死等防止対策推進法が制定され、具体化の段階であるにもかかわらず、政府は労働基準法を「改定」して、労働時間規制を適用除外し、残業代支払義務を無くす「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェSSIONAL 制度）」の導入や、「裁量労働制」の対象拡大を行おうとしている。

財界は「成果に報いる制度づくり」だと言うが、法案には、成果に見合った賃金を保障する規定はない。

さらに、国は、裁判で解雇無効となっても、解決金さえ払えば復職させずに済む「解雇の金銭解決制度」を検討している。これは解雇規制の骨抜きである。

労働法制は本来、労働基準法で「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」とあるように、労働者を保護し、労働条件の向上を目指すものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会を目指し、労働者派遣法において、派遣労働を臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障するよう改正すること。
- 2 労働基準法の見直しにおいては、労働時間規制の適用除外の拡大や裁量労働制の拡大・手続の緩和は行わないこと。
- 3 解雇の金銭解決制度等、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の 4 要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。